

【入院時生活療養費・生活療養標準負担額】

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
現 役 並 み ・	一般の患者（下記のいずれにも該当しない者）	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院	460円	370円
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院	420円	
	厚生労働大臣が定める者（＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	370円
	指定難病患者		260円	0円
低 所 得 者 Ⅱ	低所得者Ⅱ		210円	370円
	低所得者Ⅱ （重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	210円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	160円	
	低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	210円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		160円		
低 所 得 者 Ⅰ	低所得者Ⅰ		130円	370円
	低所得者Ⅰ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		100円	370円
	低所得者Ⅰ（指定難病患者）		100円	0円
	低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者 境界層該当者			

（令和3年6月現在）